

Q.主治医指示書についての質問です。

通所リハビリから主治医指示書を欲しいとの要望が多々あります。

内容を聞くと、長崎市介護支援専門員連絡協議会で使用している指示書でした。

ケアマネのプラン作成に於いての指示書ですが、通所リハビリにお渡ししてもよいのでしょうか？

A.北部ブロック会員からの質問に対する回答（案）

ご質問にあった主治医指示書は「診療情報提供書及び居宅サービス（介護予防支援）計画に係る主治医指示書」のことであり、これについては「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日）」の第13条第19項に「介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、・・・」と規定されており、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成する際の情報提供です。

また、ご存知のように当該指示書には「私は私の担当の介護支援専門員または地域包括支援センター担当者が主治医に情報提供もしくは指示書を依頼し、必要に応じこの情報をサービス担当者会議などに使用することに同意します。」という内容の利用者の同意欄があり、ご質問のようなサービス事業所に対して写しを提供することは同意内容の範疇から逸脱するとともに主治医の許可なく介護支援専門員に対して作成された当該指示書の写しを通所リハビリ事業所に交付することは好ましくないと考えられます。

通所リハビリテーションは、当該事業所の医師の指示および通所リハビリテーション計画に基づき行われるものであり、当該事業所以外の主治医の指示により実施することはできないと規定されているため当該指示書をもって通所リハビリテーションの指示書に代えることは当然できませんので、指示書の内容についてはサービス担当者会議等で情報共有を図ることが適切であると思われま